

【高知市】被災者支援制度一覧

No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	制度の概要	担当課	【参考】内閣府各種制度の概要ページ
1	経済・生活面の支援	これから様々な支援制度に申し込みたい	罹災証明書の交付	災害による住家被害の程度（全壊・半壊など）を証明する罹災証明書を交付するもの。	（申請・交付）福祉管理課 （調査）税務管理課	31
2	経済・生活面の支援	親や子ども等が死亡した	災害弔慰金	災害により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給するもの。	健康福祉総務課	1
3	経済・生活面の支援	負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。	健康福祉総務課	1
4	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	義援金の配分	全国から寄せられた義援金を、義援金配分委員会において決定した基準により配分するもの。	出納課	1
5	経済・生活面の支援	住宅を解体したい	公費解体	被災した建物を、申請に基づき市町村が所有者に代わって解体・撤去するもの。また、すでに解体を行ってしまった被災家屋等の解体・撤去費用についても、償還申請を行うもの。	新エネルギー・環境政策課	27
6	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	災害援護資金	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。	健康福祉総務課	3
7	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じるもの。	子育て給付課	5
8	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	教科書等の無償給与	災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。	学校教育課、高知商業高等学校	5
9	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	特別支援学級等への就学奨励事業	被災により、特別支援教育就学奨励費事業の支弁区分が変更になった特別支援学校等に通学する幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助するもの。	青少年・事務管理課	6
10	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	小・中学生の就学援助措置	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助するもの。	青少年・事務管理課	6
11	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高等学校授業料等減免措置	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの。	高知商業高等学校	6
12	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高等学校等就学支援金（家計急変支援）	高等学校等就学支援金の支給により高校生等の授業料を支援するもの（被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象）。	高知商業高等学校	6
13	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高校等で学び直す者に対する就学支援	高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等に入学し学び直す者に対して、就学支援金の支給期間経過後の授業料を支援するもの（被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象）。	高知商業高等学校	7

【高知市】被災者支援制度一覧

No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	制度の概要	担当課	【参考】内閣府各種制度の概要ページ
14	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高校生等奨学給付金	低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象とするもの。	高知商業高等学校	7
15	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	児童扶養手当等の特別措置	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じるもの。	(児童扶養手当) 子育て給付課 (特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当) 障がい福祉課	9
16	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	地方税の特別措置	地方税の減免、徴収の猶予等を講じるもの。	(市県民税の減免) 市民税課 (固定資産税の減免) 資産税課 (徴収の猶予) 税務管理課	9
17	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等を講じるもの。	(国保) 保険医療課 (後期) 保険医療課 (介護) 介護保険課	11
18	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	国民年金保険料の免除等	災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付を免除等するもの。	中央窓口センター	11
19	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	心身障害者扶養共済制度掛金の免除等	災害によって財産に相当な被害を受け、心身障害者扶養共済制度掛金の納付が困難な方は、申請により掛金の納付が免除するもの。	障がい福祉課	—
20	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	障害福祉サービス等の利用者負担の減免	災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じるもの。	障がい福祉課	12
21	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	公共料金・使用料等の特別措置	災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金・使用料等(例:保育料、上下水道料金等)を軽減・免除するもの。	各所管課	12
22	経済・生活面の支援	生活に困窮している	生活困窮者自立支援制度	地方公共団体の相談窓口において、様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するもの。 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金	福祉管理課	14
23	経済・生活面の支援	生活に困窮している	生活保護	生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。	福祉管理課	15
24	経済・生活面の支援	法律、相続などについて専門家に相談がしたい	弁護士等の士業関係者による専門的な相談受付	弁護士、税理士などの士業関係者が法律、相続、税金などの専門的な相談に応じる相談会を実施するもの。	広聴広報課	—
25	経済・生活面の支援	家の片付けや引っ越しなど手伝ってもらいたい	災害ボランティアの派遣	被災者の多様な困りごとをお手伝いするため、災害ボランティアを派遣するもの。	地域コミュニティ推進課	—
26	住まいの確保・再建のための支援	住まいを補修したい	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。	子育て給付課	25

【高知市】被災者支援制度一覧

No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	制度の概要	担当課	【参考】内閣府各種制度の概要ページ
27	住まいの確保・再建のための支援	住まいを確保したい	応急仮設住宅	地震及び津波により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない方に対して、応急仮設住宅を供与するもの。	住宅政策課	—
28	住まいの確保・再建のための支援	公共賃貸住宅に移転したい	公営住宅への入居	要件を満たす被災者の方を対象に、公営住宅を提供するもの。	住宅政策課	25
29	住まいの確保・再建のための支援	公共賃貸住宅に移転したい	地域優良賃貸住宅への入居	要件を満たす被災者の方を対象に、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する地域優良賃貸住宅を提供するもの。	住宅政策課	26
30	住まいの確保・再建のための支援	民間賃貸住宅に移転したい	セーフティネット登録住宅への入居	要件を満たす被災者の方を対象に、民間賃貸住宅等を活用したセーフティネット登録住宅に入居することができるもの。	住宅政策課	26
31	住まいの確保・再建のための支援	土砂等を撤去したい	障害物の除去 等	災害救助法に基づき、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去するもの。	住宅政策課	27
32	住まいの確保・再建のための支援	応急的に自宅の修理をしたい	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張）	災害救助法に基づき、住宅の屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯でかつ自治体から準半壊以上（相当）と判断された世帯に対して、 ①ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付 ②修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供のいずれかを支援するもの。	建築指導課、住宅政策課	28
33	住まいの確保・再建のための支援	応急的に自宅の修理をしたい	日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）	災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自らに修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するもの。	建築指導課、住宅政策課	28
34	住まいの確保・再建のための支援	住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化等を図りたい	リフォーム税制	特定のリフォームを行った場合、固定資産税について、工事内容に応じて一定割合（1/3～2/3）の減額を受けることができるもの。	資産税課	29